

建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定

建物清掃警備等業務における最低制限価格又は調査基準価格は、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき、積算体系に応じた積上げ(合算額)となります。

(1) 範囲：予定価格の70%～90%

(2) 算定方法(下図参照)

① 直接人件費の92% + ② 直接物品費の90% + ④ 業務管理費のうち法定福利費相当額の92% + ④ 法定福利費を除く業務管理費の70% + ⑥ 一般管理費等の70% + ⑦ 管財部長が別に定めるものの経費の80% + 前記以外の経費の70%

※ 直接人件費の92%の額が最低賃金による算出額を下回る場合【直接人件費の92%の額<最低賃金による算出額】には、①の額は「最低賃金による算出額」となります。

※ ただし、機械警備業務(常駐警備業務を併用する場合を除く。)については、上記算定方法によらず、予定価格(入札書比較価格)の80%の額を最低制限価格とします。

【最低制限価格の算定】※常駐警備業務を併用しない機械警備業務を除く。

